

令和7年
1 1月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）11月14日（金） 14：30～14：47					反訳：株式会社 会議録研究所
■場 所	和泉市役所 本館 5-A会議室					
■出席者	[農業委員] 計（14名）					
(敬称略)	1 西川 文三	2 井阪 武範	3 西辻 達佳	4 飯村 りか	5 紀之定清五郎	
(議席順)	6 山口 一美	7 井坂 常典	8 友田 吉春	9 友田 博文	10 辻林 孝幸	
	11 福本 敏行	12 仲野 充	13 森 忠清	14 岡田 如弘		
	[欠席委員] 計（0名）					
	[事務局] 計（5名）					
	森 博紀	仲野 文三	岸田 忠仁	麓 信也	伊藤 真琴	
■提出資料	議案書					
■議 案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 生産緑地事業計画の決定について 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について					

■議事内容

事務局	それでは、ただいまから令和7年11月の農業委員会総会を進めさせていただきます。
友田会長	それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 (会長挨拶)
事務局	それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は14名、全員出席でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、引き続き議事進行をよろしくお願ひいたします。 本日の議事録署名人には、14番岡田如弘委員、1番西川文三委員の御両名にお願いいたします。 (両委員の承諾あり)
	それでは、議案書1ページをお願いいたします。 11月委員会議事日程、議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくお願ひいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、小野田町の物件について事務局から説明願います。

事務局	<p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、小野田町で、地目は田1筆、面積は271平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から800m、徒歩で7分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺地域に農薬などの迷惑をかけないよう営農します。」とのことです。</p> <p>続きまして、仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、2番、三林町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は田4筆、面積は合わせて2,490平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、車で5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、耕運機を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農家に迷惑をかけないように、農薬使用について地域の基準を守ります。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であ</p>

	<p>ります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、3番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、松尾寺町で、地目は田1筆、面積は479平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から62km、自動車で74分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は現在、トラクターなどを保有しており、和泉市での農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「地域の基準に従い耕作します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の森忠清委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、4番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、松尾寺町で、地目は畠3筆、面積は合わせて85平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p>

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から4km、車で10分の距離に位置しております。譲受人は現在、トラクターを保有しており、農業従事日数は160日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に支障のないよう、営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の森忠清委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、生産緑地事業計画の決定について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条の規定による事業計画1件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の伊藤でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、唐国町三丁目で、地目は田1筆、面積は1,256平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、山本委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書6ページをお願いいたします。

報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法、(昭和32年法律第26号)第70条第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり報告いたします。

議案書7ページを御参照ください。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書9ページを御参照ください。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件を専決により受理しましたので報告いたします。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

ほかにございませんか。

(質問等なし)

ないようでしたら、農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。

本日は大変忙しい中、ありがとうございました。

閉会時間 14 時 47 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員